

7千監（住）第2号  
令和7年11月13日

（請求人）様

千葉市監査委員	宍倉輝雄
同	宮原清貴
同	石井茂隆
同	青山雅紀

### 千葉市職員措置請求について（通知）

令和7年9月29日付けで提出された千葉市職員措置請求については、下記の理由により地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第2項に規定する請求の要件を欠くものであるため、監査を実施しないこととしたので通知します。

#### 記

#### 1 監査請求の期間制限について

(1) 財務会計上の行為に係る監査請求期間について、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為につき、たとえそれが違法、不当なものであっても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことが法的安定性を損ない好ましくないとして、監査請求の期間を「当該行為のあった日又は終わった日から1年」と定めている。同項の規定は、「当該行為のあった日又は終わった日」を監査請求期間の起算日としていることから、いわゆる客観的請求期間を定めたものであり、監査請求をする個々の住民が当該行為をいつ知ったかにかかわらないことから、法が、住民の個別的事情の考慮よりも、法律関係の画一的安定を優先させることとしたものと解される。

ただし、天災があった場合や職員の財務会計上の行為が秘密裡に行われた場合、あるいは普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができなかった場合等にもその趣旨を貫くのが相当でないことから、例外的に同項ただし書で「正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定している。

(2) 本件では、請求人所有の不動産に係る鑑定費用計733,700円の支出（以下「本件支出」という。）がされたのは、令和6年5月10日及び同月16日であり、本件監査請求は当該各支出日から1年を経過した後になされている。よって、同項ただし書所定の「正当な理由」があると認められない限り、本件監査請求は不適法なものとなる。

#### 2 監査請求をできる「正当な理由」の有無について

(1) 上記「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたかどうか、また、当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものと解されている（最高裁昭和63年4月22日第二小法廷判決、最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決）。

また、上記「正当な理由」の判断基準について、「最高裁判所判例解説民事編 平成14年度(下)656頁 最高裁判所平成14年9月12日判決民集56巻7号」1481頁の解説部分では、次のとおり述べられている。

「個々の住民が、主観的に知らなかつた、分からなかつたというだけでは、「正当な理由」が肯定されることはないというべきである。そして、通常の注意力ではなく、「相当の注意力」をもつてする調査を「正当な理由」の有無の判断基準としていることからすると、住民が上記「相当の注意力」をもつてする調査については、マスコミ報道や広報誌等によって受動的に知った情報だけに注意を払っていれば足りるものではなく、住民であれば誰でもいつでも閲覧等をすることができる情報等については、それが閲覧等をすることができる状態に置かれれば、そのころには住民が相当の注意力をもつて調査すれば客観的にみて知ることができたものと解される。」

よって、「相当の注意力」をもつてする調査とは、住民がこのような情報等については、積極的に調べることを当然の前提としている。

本件支出に関する情報は、遅くとも令和6年6月頃には住民なら誰でも開示請求ができる状態に置かれていたのであるから、その頃には請求人ら住民が公文書開示請求するなどの相当の注意力をもつて調査すれば、本件支出が行われた事実を容易に知ることができたといえる。

(2) なお、付加するに、次の事項が認められる。

請求人は本件監査請求において、本件支出が違法であることの理由として、東部市税事務所納税第一課が平成30年3月28日付けで請求人の滞納市税42,335,100円に対する滞納処分の執行停止を行い、令和2年2月3日付けでこれを取り消したが、当該取消しを請求人に対して通知していないため、当該取消しは効力を発しておらず執行停止は有効である（そのため、執行停止中の滞納市税の徴収を目的とする公売は認められない）旨を主張する。当該主張は、請求人が令和7年6月30日付けで提出した職員措置請求書（7千監（住）第1号）における主張内容と同様のものであり、両請求は基礎的な事実関係や財務会計行為の違法性に関する争点が同一であるといえる。

加えて、請求人は、「7千監（住）第1号」に係る監査結果（令和7年8月27日公表）第3の2（1）ウ（イ）に記載したとおり、遅くとも、滞納処分の執行停止の取消処分についての有効性を争う旨の審査請求を行った令和6年6月3日には、①滞納処分の執行停止の取消しが違法であって無効なこと、②よって、請求人の滞納市税42,335,100円に係る債権が地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の7第4項に規定する除斥期間の経過により消滅したこと、などについて認識していたと認められる。

(3) 上記の各事情に鑑みれば、請求人は、遅くとも令和6年6月頃までには、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に、本件支出の存在又は内容を知ることができたと認められる。

よって、本件監査請求が、本件支出の存在又は内容を請求人が知り得た令和6年6月から約1年4か月経過後になされたことにつき、自治法第242条第2項ただし書の「正当な理由」があるとは認められない。

(4) これに対し、請求人は、本件支出が行われた日から1年を経過して請求する正当な理由として、請求人が行った公文書開示請求により、本件支出がいつ行われたかが令和7年8月に明らかになったことや、「7千監（住）第1号」に係る監査結果（同月27日公表）にて、市が公売を行おうとしていた事実を市民が知ることとなったことから、同月から1年を経過していない旨を主張する。

しかし、上記2（1）記載のとおり、「個々の住民が、主観的に知らなかつた、分からなかつたというだけでは、『正当な理由』が肯定されない」のであるから、請求人の主張には理由がない。

加えて上述した請求人に係る固有の事実関係の下では、遅くとも令和6年6月頃までには、請求人が客観的にみて監査請求をするに足りる程度に本件支出の存在及び内容を知ることができた

と認められ、本件監査請求を行った令和7年9月29日までの約1年4か月の間において、監査請求をすることに格別の支障があつたとは認められない。

よって、請求人の主張を採用することはできない。

### 3 結論

したがって、他の事項を判断するまでもなく、本件監査請求は、自治法第242条第2項に規定する請求の要件を欠く不適法なものであるため、却下することが相当である。

## 【参考】 7千監（住）第2号

### 1 請求の要旨

本件監査請求の要旨は次のとおりである（以下、個人名を除き原文のまま掲載した。）。

#### 1 請求の要旨

##### （1）請求の対象となる執行機関・職員

東部市税事務所納税第一課長

##### （2）請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

請求者の所有する不動産（土地・家屋）に対する不動産鑑定に係る支出。

令和6年5月16日 556,600円

令和6年5月10日 177,100円

##### （3）違法又は不当とする理由

公売を行うことが不適当であるにも関わらず、公売可能であるとの虚偽の報告を納税管理課に対して行い、公売に係る不動産鑑定費用を支出させた。

千葉市東部市税事務所納税第一課は、平成30年3月28日付で本件請求人の滞納市税42,335,100円に対する滞納処分執行停止を行ったが、令和2年2月3日付でこれを取り消した。平成31年度から令和7年度まで、東部市税事務所納税第一課、西部市税事務所納税第一課が請求人の市税滞納に係る滞納整理を担当しているが、この間、滞納処分執行停止取消しを行ったことを請求人に対して通知していない。上記の執行停止取消しが通知されていないため、執行停止の取消しは効力を発しておらず執行停止は有効である。東部市税事務所納税第一課は、当該市税滞納の徴収を目的とした公売を行うとして、納税管理課に執行停止中であることを隠して上記（2）の不動産鑑定費用を支出せしめた。執行停止中の滞納市税の徴収を目的として公売を行うのは違法であり、これを隠して不動産鑑定費用を支出させるのは虚偽報告に当たる。

#### （4）市に生じている損害

ア 金556,600円（令和6年5月16日支払）

イ 金177,100円（令和6年5月10日支払）

計 金737,700円

#### （5）求める必要な措置

上記（4）の額について、上記（1）の職員に対し損害の補填を請求せよ。

#### （6）財務会計上の行為から1年が経過して請求する正当な理由

上記（2）の支出がいつ行われたかについては、請求人が行った公文書開示請求により令和7年8月に明らかになった。

また、上記（3）の内容の内、執行停止した市税滞納に対し公売を行おうとしていた事実は、令和7年8月27日付で公表された住民監査請求結果において、千葉市民が知ることとなった事実である。（2）の支出は令和6年5月10日、令和6年5月16日であるが、令和7年8月27日付住民監査結果から1年を経過するものではない。

#### （7）特記事項

違法な支出に直接関係した職員は、東部市税事務所納税第一課の職員であるが、本件監査請求の請求人に対する滞納処分執行停止の取消し通知を送付しないことについては公益通報および訴訟の対象となっており、それら公益通報や訴訟上で千葉市は執行停止取消の無効を認めていない。公益通報調査を行ったコンプライアンス推進室職員、訴訟の指定代理人となった職員に直接の責任はないが、執行停止を行った後、現在まで請求人に対する違法不当な市税滞納の請求が続いていることについては、公益通報調査を行ったコンプライアンス推進室職員、訴

訟の指定代理人であった職員にも責任がある。なお、令和7年6月30日付住民監査請求の関係職員陳述において、執行停止取消通知を行わないのは違法であり、当該市税滞納は滞納処分執行停止から3年を経過しているため時効であるとの認識が示されたが、現時点では令和7年8月27日付住民監査結果の中にその陳述が行われたことが記載されているだけであり、当該滞納処分執行停止の取消は無効であるという認識を肯定、あるいは決定する市長名の文書は未だに発行されていない。

(請求書添付の「事実証明書」略)

**2 請求人**

千葉市の住民1名

**3 請求書の提出日**

令和7年9月29日